



熊本県公報

第 1 2 2 8 8 号
平成 26 年 2 月 7 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定…………… (社会福祉課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 2
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 2
- 平成 26 年 2 月 県議会定例会の招集…………… (財政課) 3
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 3
- 道路の供用開始…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 道路の区域変更…………… (") 3
- 平成 26 年度 P P C 用紙の単価契約に係る一般競争入札の実施…………… (管理調達課) 4
- 平成 26 年度 P P C 用紙の単価契約に係る一般競争入札の実施…………… (") 4
- 平成 26 年度 P P C 用紙の単価契約に係る一般競争入札の実施…………… (") 5
- 平成 26 年度 P P C 用紙の単価契約に係る一般競争入札の実施…………… (") 6

公 告

- 土地改良区の定款変更認可…………… (農村計画課) 6
- 換地処分…………… (農地整備課) 6
- 平成 26 年度経営事項審査…………… (監理課) 6
- 平成 27・28 年度入札参加者資格審査申請…………… (") 11
- 八代市田中町土地区画整理事業の事業計画変更の認可…………… (都市計画課) 14
- 平成 26 年度 P P C 用紙の単価契約に係る一般競争入札の実施…………… (管理調達課) 14
- 平成 26 年度 P P C 用紙の単価契約に係る一般競争入札の実施…………… (") 18
- 平成 26 年度 P P C 用紙の単価契約に係る一般競争入札の実施…………… (") 22
- 平成 26 年度 P P C 用紙の単価契約に係る一般競争入札の実施…………… (") 25

登 載 依 頼

- 熊本県職員に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事委員会) 29
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業者の決定…………… (施設課) 30
- 平成 25 年度第 2 回熊本県観光審議会の開催…………… (熊本県観光審議会) 31
- 第 38 回熊本県地方港湾審議会の開催…………… (熊本県地方港湾審議会) 31

告 示

熊本県告示第 87 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 21 条の 5 の 2 4 の規定により公示する。

平成 26 年 2 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
一般社団法人自	一般社団法人自閉症	平成 26 年	4351800083	指定児童発

閉症スペクトラム支援センター にじ 球磨郡あさぎり町免田東358番地1	スペクトラム支援センターにじ 球磨郡あさぎり町免田東358番地1 満石 理恵	2月1日		達支援 指定放課後等デイサービス 指定保育所等訪問支援
-------------------------------------------	----------------------------------------------	------	--	-----------------------------------

熊本県告示第88号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）において準用する生活保護法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
元田 武志	松橋治療院 つくしの会	宇城市松橋町曲野4番地2	平成26年1月28日

熊本県告示第89号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人愛生会	第2デイサービスセンター愛生	人吉市南泉田町109-1	平成26年2月1日	通所介護

熊本県告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社福心	デイサービス春富	玉名郡和水町東吉地990番地3	平成26年2月1日	通所介護

熊本県告示第91号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社福心	デイサービス春富	玉名郡和水町東吉地990番地3	平成26年2月1日	介護予防通所介護

熊本県告示第92号

平成26年2月18日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。
平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年2月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	大宮地宮地岳線	天草市新和町大宮地 3788番11地先から 天草市新和町碓石 2793番3地先まで	330.0	災害防除

2 供用を開始する期日 平成26年2月7日

熊本県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年2月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	福連木都呂々線	天草郡苓北町都呂々落ノ迫 1101番1地先から 同所 1089番1地先まで	70.0	災害防除

2 供用を開始する期日 平成26年2月7日

熊本県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成26年2月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
			後			
一般県道	引地本町線	天草市本町本葛根林 8347番1地先から 天草市本町本黒染 8103番1地先まで	前	5.1	317.0	単道改
			後	8.6		
				18.9	317.0	

2 区域を変更する期日 平成26年2月7日

熊本県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の

区域を変更する。

その関係図面は、平成26年2月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字宮浦字大迫 632番1地先から 同所 624番地先まで	前	11.9 ～ 13.3	55.1	仮設道路設置
			後	11.9 ～ 18.5		

2 区域を変更する期日 平成26年2月7日

熊本県告示第97号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

PPC用紙（間伐材パルプ配合紙） A4 7,580箱（2,500枚／箱）

なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成26年3月3日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成27年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成27年1月4日から平成27年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県告示第98号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

PPC用紙（間伐材パルプ配合紙） A3 500箱（1,500枚／箱）

- なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
 - 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成26年3月3日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成27年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成27年1月4日から平成27年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県告示第99号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
PPC用紙 A4 7, 920箱（2, 500枚/箱）
なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成26年3月3日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成27年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申

請の受付を平成27年1月4日から平成27年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県告示第100号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

PPC用紙 A3 600箱（1,500枚／箱）

なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先

熊本県出納局管理調達課管理班

郵便番号 862-8570 熊本県中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2581

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

公告の日から平成26年3月3日（月）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成27年3月31日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成27年1月4日から平成27年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

公 告**熊本県公告第56号**

阿蘇郡南阿蘇村に事務所を置く白水村土地改良区理事長高木政夫から平成25年12月19日付けで申請のあった定款の変更については、平成26年1月28日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第57号

県営清和中部地区（市の原換地区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第58号

平成26年度に熊本県が実施する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請の時期及び方法等について、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定により、次のとおり公

告する。

なお、経営状況分析の申請については、法第27条の24第1項に規定する登録経営状況分析機関が規則第19条の2第1項の規定により公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 申請の対象者

熊本県内に主たる営業所を有する法第3条第1項の規定による建設業許可を受けた建設業者

2 申請の対象となる決算日（以下「審査基準日」という。）

平成25年10月1日から平成26年9月30日まで

3 審査日及び審査場所等

別表のとおり

4 審査日の予約

(1) 予約先

主たる営業所がある地域を所管する広域本部地域振興局又は県央広域本部熊本土木事務所

(2) 予約の期限

平成26年11月28日

(3) 予約の方法

予約を行う審査日は、経営事項審査日程表（以下「日程表」という。）のうちの決算月に対応する審査日とし、当該予約は、法第11条第2項の規定による変更届出書（事業年度終了）を提出した後に行うものとする。ただし、審査基準日が平成26年8月1日から平成26年9月30日までの者にあつては、前年度に提出した変更届出書（事業年度終了）の副本（主たる営業所を所管する広域本部地域振興局又は県央広域本部熊本土木事務所の受付印があるものに限る。）を持参し、平成26年11月4日から平成26年11月28日までの間に予約することができる。日程表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において平成27年1月15日から受け付けるが、予備日に予約できる者は次の条件のいずれかを満たす者とする。

ア 2の期間に審査基準日がある建設業者で平成27年1月9日までに経営事項審査を受審しなかった者

イ 2の期間に審査基準日がある建設業者で平成26年10月1日以降に新たに法第3条第1項の規定による許可（業種の追加を含む。）を受けた者

ウ 民事再生法等の手續中の者

5 申請の方法

経営事項審査の申請は、4により予約した審査日に、3の日程表に指定している審査場所において、6の書類を持参して行うものとする。

6 審査日に持参する書類

(1) 経営事項審査申請書（規則別記様式第25号の11）

(2) 経営事項審査添付書類

(3) その他別に定める書類

7 経営事項審査の手数料及び納付方法

(1) 手数料

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第114号に規定する額

(2) 納付方法

経営事項審査添付書類の「審査手数料印紙（証紙）貼り付け書」に熊本県収入証紙を貼り付けて納付するものとする。

8 経営事項審査の結果通知

経営事項審査の結果通知書は、申請者に対し郵送する。

9 問合せ先

熊本県土木部監理課建設業班

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話096-333-2485（ダイヤルイン）

別表

地区	対象決算月	審査日			審査場所
		月	日(曜日)	開始時間	
熊 本	10~11月決算法人	4	24(木)、25(金)	午前9時から	熊本県庁本館 1階101会議室
	個人、12月決算法人	5	27(火)、28(水)		
		6	13(金)		
	1~2月決算法人	6	25(水)、26(木)		
	3月決算法人	7	17(木)、18(金)、23(水)		
	4月決算法人	8	26(火)、27(水)		
	5月決算法人	9	24(水)、25(木)		
	6月決算法人	10	20(月)、21(火)、22(水)		
	7月決算法人	11	10(月)、11(火)		
	8月決算法人	11	25(火)、26(水)、27(木)		
	9月決算法人	12	11(木)、18(木)、19(金)、22(月)		
1		8(木)、9(金)			
宇 城	10~11月決算法人	4	9(水)	午前9時から (4/9、6/17は 午後1時から)	宇城建設会館
	個人、12月決算法人	5	20(火)		
		6	17(火)		
	1月決算法人	6	17(火)		
	2月決算法人	6	17(火)		
	3月決算法人	7	16(水)		
		7	16(水)		
	4~5月決算法人	9	17(水)		
	6月決算法人	10	2(木)		
	7月決算法人	11	13(木)		
8月決算法人	11	20(木)			
9月決算法人	12	3(水)			
玉 名	10~11月決算法人	4	4(金)	午前9時から (4/4は 午後1時から)	玉名建設会館
	個人、12月決算法人	4	4(金)		
		5	14(水)		
		6	12(木)		
	1月決算法人	6	12(木)		
	2~3月決算法人	7	15(火)		
	4月決算法人	8	19(火)		
	5月決算法人	9	3(水)		
	6月決算法人	10	8(水)		
	7月決算法人	11	4(火)		
8月決算法人	11	19(水)			
9月決算法人	12	5(金)			
	10~11月決算法人	4	16(水)		菊池建設会館
	個人、12月決算法人	5	13(火)		
		6	18(水)		

地区	対象決算月	審査日			審査場所
		月	日(曜日)	開始時間	
鹿本・菊池	1月決算法人	6	18(水)	午前9時から	鹿本建設会館
	2~3月決算法人	7	9(水)		
	4月決算法人	8	20(水)		菊池建設会館
	5月決算法人	9	11(木)		
	6月決算法人	10	9(木)、17(金)		鹿本建設会館
	7月決算法人	11	14(金)		
	8月決算法人	12	1(月)		菊池建設会館
	9月決算法人	12	9(火)、15(月)		
阿蘇	10~11月決算法人	4	22(火)	午前9時から (4/22、6/16は 午後1時から)	阿蘇建設会館
		4	22(火)		
	個人、12月決算法人	5	21(水)		
		6	16(月)		
	1月決算法人	6	16(月)		
	2月決算法人	6	16(月)		
		7	3(木)		
	3月決算法人	7	3(木)		
	4月決算法人	8	21(木)		
	5月決算法人	9	10(水)		
	6月決算法人	10	7(火)		
	7月決算法人	11	6(木)		
8~9月決算法人	12	8(月)			
上益城	10~11月決算法人	4	10(木)	午前9時から (4/10は 午後1時から)	矢部建設会館
		4	10(木)		
	個人、12月決算法人	5	15(木)		
		6	11(水)		
	1月決算法人	6	11(水)		
	2~3月決算法人	7	2(水)		
	4~5月決算法人	9	2(火)		
	6月決算法人	10	1(水)		
7~8月決算法人	11	17(月)			
9月決算法人	12	2(火)			
八代	10~11月決算法人	4	18(金)	午前9時から	八代建設会館
	個人、12月決算法人	5	16(金)		
		6	20(金)		
	1月決算法人	6	20(金)		
	2~3月決算法人	7	11(金)		
	4月決算法人	8	22(金)		
	5月決算法人	9	12(金)		
	6月決算法人	10	3(金)		
7月決算法人	11	7(金)			

地区	対象決算月	審査日			審査場所	
		月	日(曜日)	開始時間		
	8月決算法人	11	21(金)			
	9月決算法人	12	12(金)			
芦北	10~11月決算法人	4	17(木)	午前9時から 〔4/17は 午後1時から〕	芦北建設会館	
	個人、12月決算法人	4	17(木)			
		6	23(月)			
	1月決算法人	6	23(月)			
	2~3月決算法人	7	4(金)			
	4~5月決算法人	9	4(木)			
	6月決算法人	10	16(木)			
	7月決算法人	11	5(水)			
8~9月決算法人	12	17(水)				
球磨	10~11月決算法人	4	15(火)	午前9時から 〔4/15は 午後1時から〕	人吉建設会館	
	個人、12月決算法人	4	15(火)			
		6	24(火)			
	1月決算法人	6	24(火)			
	2~3月決算法人	7	8(火)			
	4~5月決算法人	9	5(金)			
	6月決算法人	10	15(水)			
	7~8月決算法人	11	18(火)			
9月決算法人	12	16(火)				
天草	10~11月決算法人	4	11(金)	午前10時から 〔5/23、6/10 9/19は 午前9時から〕	天草建設会館	
	個人、12月決算法人	5	22(木)、23(金)			
		6	9(月)、10(火)、19(木)			
	1月決算法人	6	19(木)			
	2~3月決算法人	7	10(木)			
	4月決算法人	8	18(月)			
	5月決算法人	9	18(木)、19(金)			
	6月決算法人	10	10(金)			
7月決算法人	11	12(水)				
8月~9月決算法人	12	4(木)				
大臣	個人、10~12月決算法人	4	23(水)	午前10時から	熊本県庁本館 1階101会議室	
	1~2月決算法人	6	27(金)			
	3月決算法人	7	24(木)、25(金)			
	4月決算法人	8	28(木)			
	5月決算法人	9	26(金)			
	6~7月決算法人	10	23(木)、24(金)			
	8月決算法人	11	28(金)			
	9月決算法人	12	10(水)			
予備日	受審要件を満たす者	平成27年	3	5(木)	午前10時から	熊本県庁本館 1階101会議室

熊本県公告第59号

平成27年度及び平成28年度において熊本県が発注する建設工事に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加しようとする熊本県内に主たる営業所を有する建設業者の競争入札への参加に必要な資格（以下「入札参加者資格」という。）の経営事項審査の申請時における審査申請の方法等について、次のとおり公告する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 申請の対象者
平成27年度及び平成28年度において熊本県が発注する建設工事に係る競争入札に参加しようとする建設業者で、熊本県内に主たる営業所を有する者
- 2 申請の受付
平成26年度に本県が実施する経営事項審査の申請を行う際（予備日を除く。）に持参したものを受け付ける。
- 3 提出書類及び提出部数
平成27・28年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事） 2部
個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書 1部
- 4 持参書類
別途定める経営事項審査申請に必要な書類
- 5 資格審査及び結果通知
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成15年熊本県告示第221号）に基づき、入札参加者資格の有無について審査を行う。
 - (2) 3に掲げる提出書類に不足のある者並びに経営事項審査における総合評定値の請求を行っていない業種及び申請直前2か年又は3か年の営業年度における工事実績がない業種については、申請を受け付けない。
 - (3) 審査の結果は、平成27年3月末までに文書にて通知する予定である。
- 6 入札参加者資格の有効期間
今回の申請に係る入札参加者資格の有効期間は、平成27年4月1日から平成29年3月31日までとする。
- 7 その他
 - (1) 2に掲げる申請の受付方法を原則とするが、県庁への持参、郵送及び電子申請による申請も認めるものとし、その受付方法については、別に定める「平成27・28年度熊本県工事入札参加者資格審査申請要領（経審時受付を除く申請及び技術事項等評価項目申請について）」（以下「経審時外受付申請要領」という。）を参照すること。
 - (2) 入札参加者資格審査における格付に係る技術事項等評価項目の申請を行う者は、別に定める経審時外受付申請要領に基づき別途申請すること。
 - (3) 経審時外受付申請要領は、平成26年11月頃までに定め、熊本県公報及びホームページ等に受付方法、技術事項等評価項目等を公表する。
 - (4) 入札参加者資格を保有している場合においても、電子入札システムの登録をしなければ、県の入札には参加できない。電子入札システムに必要なICカード、機器及び登録方法については、「くまもと県市町村電子入札ホームページ」を確認すること。
- 8 問合せ先
熊本県土木部監理課建設業班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話096-333-2485（ダイヤルイン）

平成27・28年度熊本県工事入札参加者資格審査申請書（建設工事）

C126

熊本県知事 様

申請年月日 平成 年 月 日

商号又は名称
代表者氏名

所在地

電話番号

実印

許可状況 (許可番号)

A. 国土交通大臣
B. 熊本県知事 (ー) 第 号 (許可年月日)

01	土木一式工事業	08	電気工事業	15	板金工事業	22	電気通信工事業
02	建築一式工事業	09	管工事業	16	ガラス工事業	23	造園工事業
03	大工工事業	10	タイル・れんが、 ブロック工事業	17	塗装工事業	24	さく井工事業
04	左官工事業	11	鋼構造物工事業	18	防水工事業	25	建具工事業
05	(注2) とび・土工工事業	12	鉄筋工事業	19	内装仕上工事業	26	水道施設工事業
06	石工事業	13	舗装工事業	20	機械器具設置 工事業	27	消防施設工事業
07	屋根工事業	14	しゅんせつ工事業	21	熱絶縁工事業	28	清掃施設工事業

希望する
工事種類

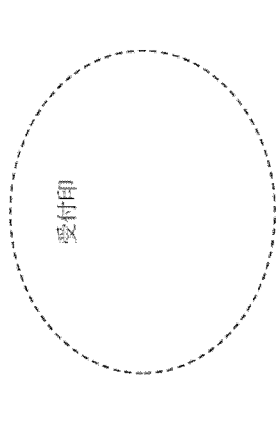
(事務に○をつけてください)

使用印

希望業種数

業種

※希望する業種数の合計を記入してください。



とび・土工・コンクリート工事に関する 完成工事高の内訳 (2年平均又は3年平均)	01	法面処理工事	千円	05	グラウト工事	千円
	02	解体工事	千円	06	杭打工事	千円
	03	安全施設工事	千円	07	その他	千円
	04	橋梁補修工事	千円	08	合計	千円

注1:「使用印」欄には、入札、見積、契約又は工事代金の請求等の行為において、実際に使用する印鑑(代表者印)を押印してください。
なお、会社印及び代表者印の両方を押印しても構いませんが、使用印として認めるのは代表者印のみとし、入札及び契約においては会社印の有無は問いません。

注2:とび・土工・コンクリート工事業を希望する場合は、直近の経営事項審査の平均完成工事高(2年平均を選択した場合は2年平均の数値、3年平均を選択した場合は3年平均の数値)を記入してください。〔08 合計〕欄は、平成26年度の経営事項審査における経営規模等評価結果通知書業種別審査通知書のとび・土工・コンクリート工事業の完成工事高の数値と一致することとなります。

注3:熊本県が発注する建設工事(随意契約含む)は、平成20年度から全て電子入札となっております。入札に参加しようとする場合は、入札参加者資格認定後に電子入札の利用者登録が必要です。

個人住民税特別徴収実施確認・開始誓約書

平成 年 月 日

所在地（住所）
法人名（屋号）
代表者氏名 _____ 実印

チェック欄（いずれか該当する項目にチェックを入れてください。）

【熊本県内に事務所または事業所がない場合】

当事業所は熊本県内に事務所または事業所がありません。

【領収証書の写しが貼付できる場合】

〈領収証書の写し貼付〉

当事業所は、現在 _____ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納入しています。

→ 直近の領収証書（申請の日前6月以内）の写しを一部貼付してください

- ※1 申請の日前6月以内であればいずれの月でも結構です。
- ※2 県内の主たる事務所または事業所所在地の市町村の領収証書の写しを貼り付けてください。
- ※3 県内の主たる事務所等所在地に居住する従業員がいない場合は、従業員が最も多く居住する市町村の領収証書の写しとなります。
- ※4 従業員が居住するすべての市町村の領収証書を貼り付ける必要はありません。

【貼付する領収証書の写しが無い場合等】

① 〈特別徴収実施確認〉

当事業所は、現在 _____ 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください

② 〈開始誓約〉

当事業所は、平成 _____ 年 _____ 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当事業所あてに送付してください。 → 確認印を受けてください

③ 〈特別徴収義務が無い場合〉

当事業所は、特別徴収義務の無い事業所です。 → 確認印を受けてください

市（町・村）確認印

熊本県公告第60号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により八代市田中町土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第4項の規定により公告する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 組合の名称 八代市田中町土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成22年4月15日から平成27年3月31日まで
- 3 施行地区
熊本県八代市田中町字前田及び字畦道の各一部
- 4 事務所の所在地 八代市田中町388番地
- 5 設立認可の年月日 平成22年4月15日
- 6 変更認可の年月日 平成26年1月30日

熊本県公告第61号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び購入予定数量
P P C用紙（間伐材パルプ配合紙） A4 7, 580箱（2, 500枚／箱）
なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。
 - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
 - (3) 契約の種類
単価契約
 - (4) 調達物品の仕様等
4(2)により閲覧する仕様書のとおり。
 - (5) 履行期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
 - (6) 調達物品の発注方法
発注は、原則として週1回、管理調達課が熊本県庁各課（センター）（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号に住所を置く所属に限る。以下同じ。）分の数量を取りまとめて行う。
 - (7) 調達物品の納品方法
納期は、原則として発注後2週間以内とし、熊本県庁各課（センター）に直接納品を行うこととする。また、納品の際に必ず納品先から受領印を徴することとする。
 - (8) 調達物品の請求方法
管理調達課に行うものとする。
 - (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
 - (10) 入札金額
入札金額は、1箱当たりの単価（円単位）とする。
なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約単価とする。
 - (11) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
 - (12) 最低制限価格の設定

- この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1)物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり受け付ける。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成26年3月3日（月）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出入局管理課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理課管理ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2)会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3)民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4)熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5)納入を希望する製品の仕様を示す書類（入札関係様式に定める「規格・品質に係る申出書」による。）を1(2)に掲げる入札・契約担当部局に提出し、仕様を満たしていることの確認を受けた者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1)提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式に定める次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の規格・品質に係る申出書
- (2)提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合又は(1)イに掲げる書類を電子データ化できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる当該書類は、提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3)提出期間
公告の日から平成26年3月13日（木）午後5時まで
- (4)提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5)確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面で提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1)入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年3月13日（木）午後5時まで受け付ける。
- (2)入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年3月20日（木）午後5時15分まで行う。
- (3)入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成26年3月19日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の場合
(ア) 日時 平成26年3月20日（木）午前10時
(イ) 場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法

入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書及び委任状）を（ア）の日時に（イ）の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成 26 年 3 月 19 日（水）（必着）までに 1（2）に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「調達物品の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「調達物品の名称」を朱書し、中封筒の中に入札関係様式に定める再入札書を入れること。

(4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行う。

(5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け取った日から再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。

(6) 入札の無効
次のアからスまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。

- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札
- エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼務した者又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ク 紙入札方式による入札において 2 以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札方式による入札においてくじ番号の記入がない入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- シ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
- ス その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限
平成 26 年 3 月 31 日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 7 日を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、購入予定数量に契約単価を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債、その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実と認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

- (ア) 納付期限 5(3)に掲げる期限
 (イ) 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(当該契約の保険期間の終日は、契約期間以降とする。)を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- (イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
- a 提出書類 入札関係様式に定める契約保証金免除申請書
 b 添付書類 (ア)の場合にあっては、履行保証保険証券
 (イ)の場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)
 c 提出期限 5(3)に掲げる期限
 d 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他
 (1)入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 (2)この調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (3)この調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第6号の規定による一連の調達契約である。
- 7 問合せ
 (1)入札の物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること
 (本公告に係る入札・契約担当部局)
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
 (2)競争入札参加資格審査申請(新規受付)及び電子入札システム利用届に関すること
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 (3)電子入札システムの操作方法に関すること
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。)
- 8 Summary
 (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 Unit price contract for PPC paper (thinned wood pulp mixed)
 A4 size Expected Quantity of 7,580 boxes (2,500 sheets/box)
 (2) Delivery period:
 Within two weeks of placing the order
 (3) Implementation period:
 April 1st, 2014 ~ March 31st, 2015
 (4) Delivery Place :
 Each division In the Prefectural Government Office
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 (5) Date and Place for tender:
 Date: March 20th, 2014, 10:00 a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
 (6) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Management and Purchasing Division Treasury Bureau
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2580

- (7) Time limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than March 19th, 2014
- (8) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第62号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び購入予定数量
P P C用紙（間伐材パルプ配合紙） A 3 500箱（1, 500枚／箱）
なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班
郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 契約の種類
単価契約
- (4) 調達物品の仕様等
4(2)により閲覧する仕様書のとおり。
- (5) 履行期間
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (6) 調達物品の発注方法
発注は、原則として週1回、管理調達課が熊本県庁各課（センター）（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号に住所を置く所属に限る。以下同じ。）分の数量を取りまとめて行う。
- (7) 調達物品の納品方法
納期は、原則として発注後2週間以内とし、熊本県庁各課（センター）に直接納品を行うこととする。また、納品の際に必ず納品先から受領印を徴することとする。
- (8) 調達物品の請求方法
管理調達課に行うものとする。
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
入札金額は、1箱当たりの単価（円単位）とする。
なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約単価とする。
- (11) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- (12) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間

- 公告の日から平成26年3月3日(月)午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 納入を希望する製品の仕様を示す書類(入札関係様式に定める「規格・品質に係る申出書」による。)を1(2)に掲げる入札・契約担当部局に提出し、仕様を満たしていることの確認を受けた者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式に定める次に掲げる書類を提出すること。
- ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の規格・品質に係る申出書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合又は(1)イに掲げる書類を電子データ化できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる当該書類は、提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請書は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成26年3月13日(木)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面で提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年3月13日(木)午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年3月20日(木)午後5時15分まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成26年3月19日(水)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の場合
(ア) 日時 平成26年3月20日(木)午前10時
(イ) 場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年3月19日(水)(必着)までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「調達物品の名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「調達物品の名称」を朱書きし、

- 中封筒の中に入札関係様式に定める再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行う。
 - (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けられたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
 - (6) 入札の無効
次のアからスまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 - ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札
 - エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
 - オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - カ 明らかに連合によると認められる入札
 - キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼務した者又は2人以上の代理をした者の入札
 - ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札
 - ケ 紙入札方式による入札においてくじ番号の記入がない入札
 - コ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 - サ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 - シ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 - ス その他入札に関する条件に違反した入札
 - (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 - (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同値の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
 - (9) 入札保証金
免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
 - (2) 契約の締結期限
平成26年3月31日
 - (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して7日を経過した日
 - (4) 契約保証金
 - ア 契約保証金を納付する場合
契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、購入予定数量に契約単価を乗じて得た金額の100分の10以上の金額(現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関(銀行を除く。)の保証でも可)を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
 - (ア) 納付期限 5(3)に掲げる期限
 - (イ) 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
 - イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
 - (ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(当該契約の保険期間の終日は、契約期間以降とする。)を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出した

- とき。
- (イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。) なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
- a 提出書類 入札関係様式に定める契約保証金免除申請書
- b 添付書類 (ア) の場合にあっては、履行保証保険証券
(イ) の場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)
- c 提出期限 5(3)に掲げる期限
- d 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) この調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第6号の規定による一連の調達契約である。
- 7 問合せ
- (1) 入札の物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること
(本公告に係る入札・契約担当部局)
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- (2) 競争入札参加資格審査申請(新規受付)及び電子入札システム利用届に関すること
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。)
- 8 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Unit price contract for PPC paper (thinned wood pulp mixed)
A3 size Expected Quantity of 500 boxes (1,500 sheets/box)
- (2) Delivery period:
Within two weeks of placing the order
- (3) Implementation period:
April 1st, 2014 ~ March 31st, 2015
- (4) Delivery Place :
Each division In the Prefectural Government Office
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
- (5) Date and Place for tender:
Date: March 20th, 2014, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (6) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (7) Time limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than March 19th, 2014
- (8) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

熊本県公告第63号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び購入予定数量

PPC用紙 A4 7,920箱（2,500枚/箱）

なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。

(2) 調達物品に係る入札・契約担当部局

熊本県出納局管理調達課

郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

(3) 契約の種類

単価契約

(4) 調達物品の仕様等

4(2)により閲覧する仕様書のとおり。

(5) 履行期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(6) 調達物品の発注方法

発注は、原則として週1回、管理調達課が熊本県庁各課（センター）（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号に住所を置く所属に限る。以下同じ。）分の数量を取りまとめる。

(7) 調達物品の納品方法

納期は、原則として発注後2週間以内とし、熊本県庁各課（センター）に直接納品を行うこととする。また、納品の際に必ず納品先から受領印を徴することとする。

(8) 調達物品の請求方法

管理調達課に行うものとする。

(9) 入札方式（紙入札併用案件）

この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからエまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者

(10) 入札金額

入札金額は、1箱当たりの単価（円単位）とする。

なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。

なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる）をもって契約単価とする。

(11) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。

(12) 最低制限価格の設定

この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間

公告の日から平成26年3月3日（月）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法

- イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 納入を希望する製品の仕様を示す書類（入札関係様式に定める「規格・品質に係る申出書」による。）を1(2)に掲げる入札・契約担当部局に提出し、仕様を満たしていることの確認を受けた者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式に定める次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の規格・品質に係る申出書
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合又は(1)イに掲げる書類を電子データ化できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる当該書類は、提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成26年3月13日（木）午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があつた場合は電子入札システムにより、書面で提出があつた場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年3月13日（木）午後5時まで受け付ける。
- (2) 入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年3月20日（木）午後5時15分まで行う。
- (3) 入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成26年3月19日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の場合
(ア) 日時 平成26年3月20日（木）午前10時
(イ) 場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するとき、入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年3月19日（水）（必着）までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「調達物品の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「調達物品の名称」を朱書し、中封筒の中に入札関係様式に定める再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行う。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等

入札回数、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとす。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受け、入札システムで再入札通知書に掲げる日、時または再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行なわなかった者は、再入札を辞退したものとみなす。

- (6) 入札の無効
- 次のアからスまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換えの変更及び取消をしない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合、その入札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参入する資格を有しない者のした入札
 - イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札
 - エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
 - オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - カ 明らかに連合による入札と認められる入札
 - キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼務した者又は2人以上の代理をした者の入札
 - ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札
 - ケ 紙入札方式による入札においてくじ番号の記入がない入札
 - コ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 - サ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 - シ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 - ス その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
要

(2) 契約の締結期限

平成26年3月31日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して7日を経過した日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、購入予定数量に契約単価を乗じて得た金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債、その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)に掲げる期限

(イ) 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該契約の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

- a 提出書類 入札関係様式に定める契約保証金免除申請書
 b 添付書類 (ア)の場合にあつては、履行保証保険証券
 (イ)の場合にあつては、入札関係様式に定める履行証明願(書)
 c 提出期限 5(3)に掲げる期限
 d 提出場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- 6 その他
 (1)入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
 (2)この調達は、世界貿易機構(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (3)この調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第6号の規定による一連の調達契約である。
- 7 問合せ
 (1)入札の物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること
 (本公告に係る入札・契約担当部局)
 熊本県出納局管理調達課調達班
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
 (2)競争入札参加資格審査申請(新規受付)及び電子入札システム利用届に関すること
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 (3)電子入札システムの操作方法に関すること
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。)
- 8 Summary
 (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
 Unit price contract for PPC paper
 A4 size Expected Quantity of 7,920 boxes (2,500 sheets/box)
 (2) Delivery period:
 Within two weeks of placing the order
 (3) Implementation period:
 April 1st, 2014 ~ March 31st, 2015
 (4) Delivery Place :
 Each division in the Prefectural Government Office
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 (5) Date and Place for tender:
 Date: March 20th, 2014, 10:00 a.m.
 Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
 Management and Purchasing Division
 (2nd floor of Prefectural Government Main building)
 (6) Name of Department in Charge of Bidding Contract
 Management and Purchasing Division Treasury Bureau
 Kumamoto Prefectural Government
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
 862-8570, Japan
 Phone: 096-333-2580
 (7) Time limit for tender by mail (Registered only) :
 Tender must arrive no later than March 19th, 2014
 (8) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県公告第64号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

平成26年2月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 競争入札に付する事項

(1)調達物品及び購入予定数量

PPC用紙 A3 600箱(1,500枚/箱)

- なお、購入予定数量については、変動する可能性がある。
- (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
 熊本県出納局管理調達課調達班
 郵便番号 862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 電話番号 096-333-2580
 ファックス番号 096-381-9010
- (3) 契約の種類
 単価契約
- (4) 調達物品の仕様等
 4(2)により閲覧する仕様書のとおり。
- (5) 履行期間
 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
- (6) 調達物品の発注方法
 発注は、原則として週1回、管理調達課が熊本県庁各課（センター）（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号に住所を置く所属に限る。以下同じ。）分の数量を取りまとめて行う。
- (7) 調達物品の納品方法
 納期は、原則として発注後2週間以内とし、熊本県庁各課（センター）に直接納品を行うこととする。また、納品の際に必ず納品先から受領印を徴することとする。
- (8) 調達物品の請求方法
 管理調達課に行うものとする。
- (9) 入札方式（紙入札併用案件）
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
 ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
 イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
 ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (10) 入札金額
 入札金額は、1箱当たりの単価（円単位）とする。
 なお、落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる）をもつて契約単価とする。また、納品の際に必ず納品先から受領印を徴することとする。
 なお、本案件は、単価契約であるので、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる）をもつて契約単価とする。
- (11) 調達物品の仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- (12) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けない。
- 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
 次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
 公告の日から平成26年3月3日（月）午後5時まで
- イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
 熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
- エ 提出の方法
 イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。

- (4)熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5)納入を希望する製品の仕様を示す書類（入札関係様式に定める「規格・品質に係る申出書」による。）を1(2)に掲げる入札・契約担当部局に提出し、仕様を満たしていることの確認を受けた者であること。
- 3 入札参加のための確認申請
- (1)提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、入札関係様式に定める次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2(5)の規格・品質に係る申出書
- (2)提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)イに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える場合又は(1)イに掲げる書類を電子データ化できない場合は、(1)アに掲げる書類に(1)イに掲げる書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イに掲げる当該書類は、提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイに掲げる書類を書面で提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3)提出期間
公告の日から平成26年3月13日（木）午後5時まで
- (4)提出先
1(2)に掲げる入札・契約担当部局
- (5)確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面で提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1)入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年3月13日（木）午後5時まで受け付ける。
- (2)入札仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)に掲げる入札・契約担当部局において公告の日から平成26年3月20日（木）午後5時15分まで行う。
- (3)入札の方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成26年3月19日（水）午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
イ 紙入札による入札の場合
(ア) 日時 平成26年3月20日（木）午前10時
(イ) 場所 1(2)に掲げる入札・契約担当部局
(ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書（代理人が入札するときには、入札関係様式に定めるくじ番号を記載した入札書及び委任状）を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年3月19日（水）（必着）までに1(2)に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「調達物品の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「調達物品の名称」を朱書し、中封筒の中に入札関係様式に定める再入札書を入れること。
- (4)開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行う。
- (5)入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行なわなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6)入札の無効
次のアからスまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換

え、変更及び取消しをすることをできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その入札に参加する資格を有しない者のした入札
 ア 本競争入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
 イ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札
 ウ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
 エ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 オ 明らかに連合による入札に認められる入札
 カ キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼務した者又は 2 人以上の代理をした者の入札
 ク ケ 紙入札方式による入札において 2 以上の意思表示をした入札
 コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 サ シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
 その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
 (8) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
 要
 (2) 契約の締結期限
 平成 26 年 3 月 31 日
 (3) 落札者からの契約締結の申出期限
 落札者の決定の日から起算して 7 日を経過した日

(4) 契約保証金
 ア 契約保証金を納付する場合
 契約をしようとする者は、次の(ア)及び(イ)のとおり、購入予定数量に契約単価を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債、その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。
 (ア) 納付期限 5 (3) に掲げる期限
 (イ) 提出場所 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合
 次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該契約の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 (イ) 契約をしようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）
 なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、次により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
 a 提出書類 入札関係様式に定める契約保証金免除申請書
 b 添付書類 (ア)の場合にあっては、履行保証保険証券
 (イ)の場合にあっては、入札関係様式に定める履行証明願(書)
 c 提出期限 5 (3) に掲げる期限
 d 提出場所 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2)この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(3)この調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第6号の規定による一連の調達契約である。

7 問合せ

(1)入札の物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること

(本公告に係る入札・契約担当部局)

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

(2)競争入札参加資格審査申請（新規受付）及び電子入札システム利用届に関すること

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

(3)電子入札システムの操作方法に関すること

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日を除く。）

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Unit price contract for PPC paper
A3 size Expected Quantity of 600 boxes (1,500 sheets/box)

(2) Delivery period:
Within two weeks of placing the order

(3) Implementation period:
April 1st, 2014 ~ March 31st, 2015

(4) Delivery Place :
Each division in the Prefectural Government Office
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan

(5) Date and Place for tender:
Date: March 20th, 2014, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)

(6) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580

(7) Time limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than March 19th, 2014

(8) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

登載依頼

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年2月7日

熊本県人事委員会委員長 北 川 正

熊本県人事委員会規則第1号

熊本県職員の任用に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員の任用に関する規則（昭和46年熊本県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。
別表第1職員採用試験（免許資格職）の部を次のように改める。

職員採用試験（免許資格	社会福祉	主として、福祉分野における相談、指導、援助等の業務に従事	1 社会福祉、薬剤師、管理栄養士及び保健師の試験の程度は、大学卒業程度をもって、保育士、診療放射線技師、臨床
-------------	------	------------------------------	--------------------------------------------------------

職)		することを職務とする職	検査技師及び看護師の試験の程度は、短期大学卒業程度をもって行う。 2 試験の内容は、教養試験・専門試験・論文試験・人物試験・資格調査とする。
	薬剤師	主として、薬剤師の業務に従事することを職務とする職	
	管理栄養士	主として、管理栄養士の業務に従事することを職務とする職	
	保健師	主として、保健師の業務に従事することを職務とする職	
	保育士	主として、保育士の業務に従事することを職務とする職	
	診療放射線技師	主として、診療放射線技師の業務に従事することを職務とする職	
	臨床検査技師	主として、臨床検査技師の業務に従事することを職務とする職	
	看護師	主として、看護師の業務に従事することを職務とする職	

別表第 2 を次のように改める。

学芸員 航空整備士 機関士 航海士 職業訓練指導員 身体障がい者のための一般事務、警察事務及び教育事務 警察官 A（武道指導）及び警察官 B（武道指導） 鑑識技師	研究員（産業技術分野に係る機械、金属、電気、電子、化学及びデザイン並びに農林水産加工分野に係る化学） 医師 歯科医師 獣医師 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 義肢装具士
法第 57 条に規定する単純な労務に雇用される者をもって充てる職	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県教育委員会公告第 1 1 号

特定調達契約につき随意契約により相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 1 1 条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成 7 年熊本県規則第 5 1 号）第 1 1 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 2 6 年 2 月 7 日

熊本県教育長 田 崎 龍 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理
コンデンサ 1 9 5 . 9 k g、安定器 6 , 0 2 1 . 0 k g
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- 熊本県教育庁教育総務局施設課
熊本中央区水前寺6丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年12月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本環境安全事業株式会社北九州事業所長 牧田 泉
福岡県北九州市若松区響町一丁目62番24号
- 5 随意契約に係る契約金額
166,502,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 その理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

熊本県観光審議会公告第2号

熊本県観光審議会の会議を次のとおり開催する。

平成26年2月7日

熊本県観光審議会会長 島 田 万 里

- 1 開催日時
平成26年2月14日(金)
午後1時30分から午後4時00分まで
- 2 開催場所
熊本県熊本中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁本館5階 管財課分室
- 3 議題
(1) 第13回「くまもと観光賞」について
(2) 「ようこそくまもと観光立県推進計画(平成24~27年度)」について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手順は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
(3) 「くまもと観光賞」の選考については、個人に関する情報等が含まれるため、プライバシー保護の観点から非公開とする場合がある。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本水前寺6丁目18番1号
熊本県観光審議会事務局
(熊本県商工観光労働部 観光経済交流局 観光課 観光企画班)
(電話096-333-2332)

熊本県地方港湾審議会公告第1号

第38回熊本県地方港湾審議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおりです。

平成26年2月7日

熊本県地方港湾審議会

- 1 開催日時
平成26年2月13日(木) 午前10時~正午
- 2 開催場所
熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 5階 審議会室
- 3 議題
(1) 八代港港湾計画の変更(外港地区における公共埠頭計画等の変更)
(2) 八代港港湾計画の変更(内港地区における土地利用計画の変更)
(3) 八代港臨港地区内における分区の変更
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 お問い合わせ先
熊本中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県地方港湾審議会事務局(熊本県土木部河川港湾局港湾課)

(電話096-333-2516)